

議事4 2019年度以降のブロック協議会のあり方について

説明者：環境省 九州地方環境事務所 白迫

- 来年度、2019年度以降のブロック協議会のあり方についてですが、ブロック協議会の役割としては「ブロック行動計画」を策定して終わりではなく、「ブロック行動計画」のサブタイトルである「九州ブロック内における広域連携のあり方」をブロック協議会として引き続き追いつけていく必要があると考えています。
- そのためには、2019年度も協議会を引き続き開催させていただく中で、「ブロック内における広域連携のあり方」をしっかりと確認・協議させていただき、ブラッシュアップを図っていければと考えています。
- その際、昨年1月31日に開催させていただいた第7回協議会におきましては、平成31年度以降の協議会参加旅費については「各構成団体負担を検討していく。」とさせていただいたところでしたが、平成31年度（2019年度）環境省予算編成において、各構成団体1名分は事務局負担ができる見通しとなりましたので、平成31年度（2019年度）も本年度同様各構成団体1名分は事務局負担で開催して参りたいと考えています。
- なお、毎年申し上げていますが、予算は未来永劫措置できるものでもありませんので、「（2020年度）以降は、各構成団体負担における開催を検討していただく。」こととさせていただければ幸いです。年に1回若しくは2回、ブロック協議会関係者が一同に顔を合わせることの意義は大変大きいものがございますので、各構成員におかれましても参加予

算の確保に向けたご尽力をいただければ幸いです。

- 協議会における構成員間の協議・検討のみならず、構成員以外も含めた自治体職員等を対象にした「大規模災害廃棄物対策セミナー」も引き続き開催したいと考えておりますし、災害発生時を想定した情報伝達訓練等の実施も必要と考えております。 今後は、環境省災害廃棄物対策室とも協議しながら、業務仕様書等の事務作業を進め、早期発注・早期契約につなげるよう努めたいと思っております。
- また、平成 28 年熊本地震以降、九州沖縄のみならず全国的に自然災害の発生が多発しているように感じられます。災害廃棄物処理を行われた市町村等におかれましては、環境省の「災害廃棄物処理事業」や「廃棄物処理施設災害復旧事業」といった補助制度をご活用いただいておりますが、活用される場合は「災害報告書」を作成いただく必要があります。作成にはかなりの手間等を要することもあり、事前に作成のための説明会や個別の相談等にも対応させていただいておりますが、提出された報告書の不備等が目立つ状況にもあります。 また、手間等を要することから「災害報告書」の作成を見送る、補助金申請しない、といった事例も見られます。
ブロック協議会業務に直接関連する業務ともいえませんが、次年度には、可能であれば各県のご協力をいただき、梅雨前の時期くらいまでに「災害報告書作成説明会」を開催させていただけないかと考えています。自治体さんに作成いただく「災害廃棄物処理計画」の策定率向上や、策定された「災害廃棄物処理計画」をより実効性あるものするためにも、「災害報告書」作成のノウハウは活用できるものと考えますので、「災害廃棄物処理計画」策定の説明会開催と併せて開催をご検討いただければ幸いです。

- 加えて、災害時の廃棄物処理課題等に着目した実効性の高い「災害廃棄物処理計画」の策定や改定を支援することを目的に「モデル事業」予算も引き続き確保されたことから、30年度事業は実施要望があったものの実施できなかったところですが、改めて実施団体等を募集させていただきますので、管内市町村等への周知・要望集約等にご協力等いただければ幸いです。

以上、どうぞよろしく願いいたします。